

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	亀山市

作成 令和 8年 2月10日  
第 回変更 令和 年 月 日

# 亀山市鳥獣被害防止計画

## 被害防止計画添付資料一覧

該当資料に○を記入する

チェック欄	資料名	資料番号
○	集落代表者アンケート結果報告書(R6年度)	1
○	野生鳥獣による農作物の被害状況調査報告書(R6年度)	2
	森林被害状況調査報告書	
	カワウ等による漁業被害状況調査票	
○	市町版獣害情報マップ(被害現状)	3
○	市町版獣害情報マップ(捕獲重点エリア記入)	4
○	(様式第1号参考様式)侵入防止柵整備実績内訳	5
○	侵入防止柵整備実績位置図	6
	(様式第1号参考様式)緩衝帯の設置実績内訳	
○	(様式1号別添)サル遊動域図	7
	緩衝帯設置実績位置図	
○	(様式第1号別添2) 捕獲機材の導入計画	8
	(様式第1号別添3) 捕獲体制の整備計画	
	(様式第1号別添4) 侵入防止柵の整備計画	
	侵入防止柵整備計画位置図	
	(様式第1号別添5) 緩衝帯の設置計画	
	緩衝帯設置計画位置図	
○	集落ぐるみの取組一覧	9
	その他( )	
※添付資料には資料番号とインデックスをつけること		

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カラス類、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ツキノワグマ
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度
対象地域	亀山市

- ※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する
- ※ 計画期間は3年程度とする
- ※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 6 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	243	13,122	4,046	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )
イノシシ	104	5,616	1,731	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )
ニホンザル	34	8,813	1,511	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )
カラス類	6	1,128	332	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )
アライグマ、ハクビシン	4	754	221	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他( )

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	スギ・ヒノキ(人)	—	—

③水産業被害の現状(カワウ)		備考
被害量(kg)	被害金額(千円)	
—	—	

- ※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	加太、関、白川、野登の中山間地域を中心に春から初夏にかけて植え付け後の水田苗の食害被害が多く発生している。また、川崎地区でも同様の被害が発生している。
イノシシ	中山間地域や南部、神辺、昼生地域にて稲の収穫前の被害が多い。また、農地法面などの掘り起こしによる被害も発生している。
ニホンザル	市街地を中心に、市内全域で農作物全般(家庭菜園含む)にわたり被害が発生しており、年間を通じた被害となっている。
カラス類	果樹園におけるカラス被害は、主に果実の成熟期から収穫期にかけて顕著に発生する傾向がある。被害の特徴として、果実をすべて食べ尽くすのではなく、一部をついばんで落下させる行動がみられ、これにより商品価値の低下や収量減少を引き起こしている。
アライグマ・ハクビシン	果樹や野菜の成熟期から収穫期にかけて顕著に発生する傾向がある。また、甘味の強い果実や柔らかい野菜類を好んで食害を及ぼしている。

- ※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 10 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	224	12,103	3,732
イノシシ	96	5,180	1,597
ニホンザル	31	8,129	1,394
カラス類	6	1,040	306
アライグマ、ハクビシン	4	695	204

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)
—	—

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	被害が多発する中山間地域を中心に捕獲の実施や侵入防止柵(電気柵含む)を設置することで令和6年度から被害額、面積を毎年2%程度削減することを目標とする。
イノシシ	被害が多発する中山間地域を中心に捕獲の実施や侵入防止柵(電気柵含む)を設置することで令和6年度から被害額、面積を毎年2%程度削減することを目標とする。
ニホンザル	被害の多い市街地での捕獲圧の強化に努め、中山間地域では侵入柵(ワイヤメッシュ、電気柵)の設置、また、集落ぐるみでの追い払いに取り組み、令和6年度から被害額、面積を毎年2%程度削減することを目標とする。
カラス類	ゴミ・収穫残渣の適切な管理を周知することに取り組み、令和6年度から被害額、面積を毎年2%程度削減することを目標とする。
アライグマ・ハクビシン	被害が多発する中山間地域を中心に捕獲の実施や侵入防止柵(電気柵含む)を設置することで令和6年度から被害額、面積を毎年2%程度削減することを目標とする。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置		追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	○
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	○
その他( )					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	平成24年7月1日	1	4	追い上げ、追い払いの実施。被害防除の知識及び技術の普及。特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)の捕獲に対する市民への資材の貸し出し等。
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日	1	68	三重県猟友会亀山支部による被害防止の捕獲を実施。
課題	三重県猟友会亀山支部員の高齢化及び新たな人材の確保が困難。			

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くくりわな		大型捕獲檻(ニホンザル)	8
捕獲檻(イノシシ)	21	ドロップネット		ICT機器(ホカクラウド)	3
捕獲檻(兼用)	11	囲いわな(兼用)		ICT機器(ほかいパト)	23
捕獲檻(ニホンザル)	6	囲いわな(ニホンザル)		その他( )	
小動物用捕獲檻	28	大型捕獲檻(兼用)		その他( )	
課題	三重県猟友会亀山支部に捕獲檻を貸し出し稼働中であるが、捕獲実績が少ないものがある。今後は会員の高齢化などにより、毎日の見廻りの負担を軽減できるように努めていく必要がある。				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵		平成23年度に安坂山坂本地区に複合柵(金網柵+電気柵)を整備したが、整備後10年が経過する中で地域の高齢化により、今後機能維持することが困難になることが考えられる。また、平成31年度に関町新所字観音沖及び、令和3年度に加太北在家荒沖にて整備した金網柵とWM柵+電気柵は、良好な維持管理がされている。
金網柵	1,530	
電気柵		
複合柵(WM柵+電気柵)	774	
複合柵(金網柵+電気柵)	3207	
その他( )		

- ※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する
- ※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する
- ※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重種対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m <sup>2</sup> )	課題
—	—

- ※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する
- ※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
令和4年度に3回、令和5年度に6回、令和6年度に13回の地域ぐるみの追い払いに関する出前講座を開催し、ニホンザルの位置情報システム活用の説明やロケット花火、動物駆逐用煙火の取扱い方法等について実演し、追い払いを実施している。今後も地域が一体となった取り組みを継続していけるかが課題である。

⑦放任果樹の除去の実施と課題
出前講座において、獣害対策の一つとして放任果樹の除去を紹介しているが取組が進まない。

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
講習会(出前トーク)を開催することで被害防止対策の技術、知識の普及、また、市広報や市ホームページにて啓発を行っている。今後も継続していく必要がある。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
39	令和6年度末時点で、39の集落で集落ぐるみでの追い払い等獣害対策を実施している。今後も継続して取り組めるよう支援を行うことと、被害軽減のため取組集落数の増加を図る必要がある。

- ※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)			
電波発信機装着数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	1	1

※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和6年度)	
群名	推定生息頭数
亀山A	50
亀山B	30
亀山C	24
亀山D	30
亀山E	50
亀山F	30
亀山G	30
亀山H	30
亀山I	30

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

※ 亀山C群については、令和6年度の調査結果に基づくもの。

### ⑪ その他被害防止対策の活動実績と課題

ニホンザル対策としてNPO法人サルどコネットが運用している位置情報システムへの登録を促し、集落ぐるみによる追い払い体制の構築に取り組んでいる。また、パンフレットの配布や広報紙、ホームページ等を通じて、正しい獣害対策の知識について周知する。

### (5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	6	捕獲機材の導入			侵入防止柵の設置	○	4
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	3	放任果樹の除去	○	7
被害防止技術・知識の普及	○	2	集落ぐるみの取組の推進	○	1	ニホンザルの遊動域調査	○	5
その他( )								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3・・・)を記入する

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制 (令和 8 年度)

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	市町職員		
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無	被害防止のための捕獲を実施
		○	
その他		委託の有無	

- ※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

#### (2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	長距離無線式捕獲パトロールシステムの子機を被害防止の捕獲従事者へ貸し出し、見回り労力の負担軽減に努める。また、ICT大型捕獲檻による一斉捕獲を実施する。
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	長距離無線式捕獲パトロールシステムの子機を被害防止の捕獲従事者へ貸し出し、見回り労力の負担軽減に努める。また、ICT大型捕獲檻による一斉捕獲を実施する。
令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	長距離無線式捕獲パトロールシステムの子機を被害防止の捕獲従事者へ貸し出し、見回り労力の負担軽減に努める。また、ICT大型捕獲檻による一斉捕獲を実施する。

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		令和 年 月 日	策定予定
特定外来生物防除実施計画	○	平成24年3月13日	アライグマ・ヌートリア
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

## ②捕獲計画数の設定の考え方

ニホンジカの捕獲頭数は増加しているが、中山間地域での被害が多く発生していることから引き続き捕獲に努める。野生イノシシによる豚熱(CSF)感染拡大の防止に努める。また、ニホンザルによる市街地で多く発生している被害を軽減するための捕獲を行う。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

## ③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	705	710	720
イノシシ	250	250	265
ニホンザル	45	50	55
アライグマ	150	150	155
ハクビシン	40	40	40
ヌートリア	10	10	10

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	30	30	30

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

## ④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	600	730	220	660	220	671
	狩猟		249		95		130
イノシシ	有害	800	135	120	245	120	234
	狩猟		31		19		56
ニホンザル	有害	100	26	50	49	50	39
	個体数調整	—	—	—	—	—	—
アライグマ	有害	50	86	80	121	80	140
	狩猟	—	0	—	0	—	0
ハクビシン	有害	10	60	40	42	40	33
	狩猟	—	0	—	0	—	0
ヌートリア	有害	—	—	10	0	10	0
	狩猟	—	0	—	0	—	0
合計	有害	1,560	1,037	520	1,117	520	1,117
	狩猟	—	280	—	114	—	186
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	121.7%		300.0%		305.0%	
	イノシシ	16.9%		204.2%		195.0%	
	ニホンザル	26.0%		98.0%		78.0%	
	アライグマ	172.0%		151.3%		175.0%	
	ハクビシン	600.0%		105.0%		82.5%	
	ヌートリア	—		0.0%		0.0%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	豚熱感染拡大防止の捕獲を市内全域で実施する。
捕獲予定時期	通年
捕獲の取組内容	三重県猟友会亀山支部による捕獲を実施。防除実施計画に基づき、市に従事者届を行った者がアライグマ・ヌートリアを捕獲する。

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性	—	捕獲手段	—
捕獲予定時期	—	捕獲予定場所	—

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する
- ※ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	侵入防止柵設置、既存柵の地際補強を実施する。	侵入防止柵設置要望箇所を設置に向けた検討を行う。	侵入防止柵設置要望箇所を設置に向けた検討を行う。

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

##### (2) その他被害防止に関する取組

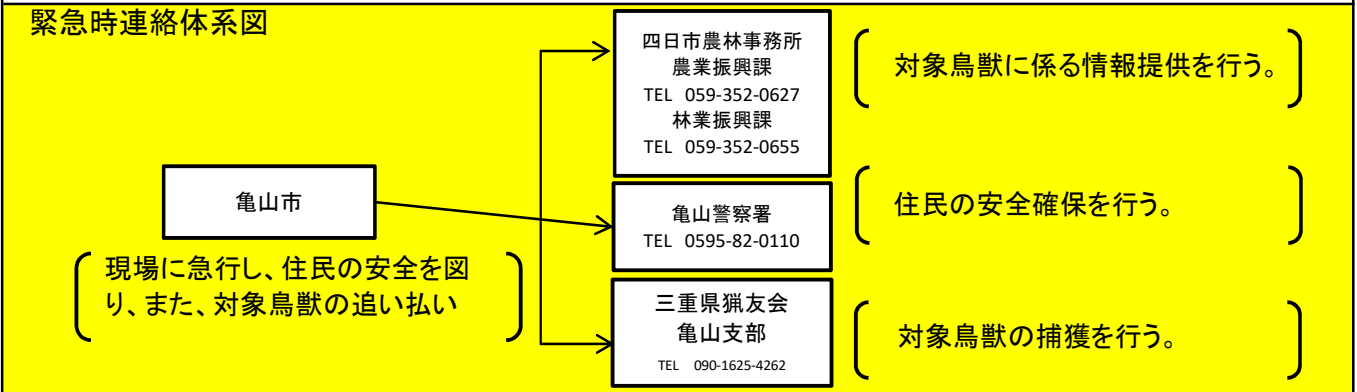
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	地域ぐるみでの追い払い活動を行うための行政出前講座を開催する。
令和9年度	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	地域ぐるみでの追い払い活動を行うための行政出前講座を開催する。
令和10年度	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	地域ぐるみでの追い払い活動を行うための行政出前講座を開催する。

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時における関係機関等の役割と連絡体制



※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する

※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する

※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する

※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会	設置年月日	平成21年1月21日設置
構成機関の名称	役割		
亀山市農業委員会	各地区における被害状況及び獣害対策に関する農家の意見等の情報提供を行う。また、耕作放棄地に関する助言及び情報提供を行う。		
鈴鹿森林組合	営林活動上の獣害対策の実施、助言を行う。		
鈴鹿農業協同組合	営農活動上の獣害対策の実施、助言を行う。また、農家の被害状況について情報提供を行う。		
亀山市自治会連合会	自治会における獣害状況について情報収集を行う。また、各自治会への獣害対策に関する情報提供を行う。		
三重県猟友会亀山支部	野生鳥獣に関する専門知識の情報提供と対象鳥獣の捕獲活動を行う。		
亀山サルの会	ニホンザルの育成状況調査等を踏まえながら、地域ぐるみによる追い払いについて助言を行う。		
生物多様性・獣害対策室	亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会の運営及び各関係機関との連携調整を行う。		

※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する

※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県四日市農林事務所	営農活動上の獣害対策について助言を行う。また、県内の野生鳥獣の分布状況や国、県が実施する獣害対策、県内の被害状況等について情報提供を行う。
四日市鈴鹿地域農業改良普及センター鈴鹿普及課	県内における獣害状況と県が取り組む獣害対策について情報提供を行う。また、地域ぐるみによる追い払い、捕獲等に関する助言及び指導を行う。
三重県中央農業改良普及センター普及企画情報課	県内における獣害状況と県が取り組む獣害対策について情報提供を行う。また、地域ぐるみによる追い払い、捕獲等に関する助言及び指導を行う。
NPO法人サルどコネット	ニホンザルに関する学術的助言等を行う。また、サルどコネットの運営等を行い、地域にニホンザルに関する情報を提供する。

※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する

※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する

※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 7 年度)

設置年月日	平成24年7月21日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カラス類、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ツキノワグマ					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罨猟免許	網猟免許		
市町職員	4					
民間隊員						
計						
うち対象鳥獣捕獲員						
活動内容	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 罨衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他( )					
活動方針	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 罨衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他( )					

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会が中心となり三重県と協力して被害防止対策を推進し、集落や自治会に積極的な参加を促し、地域ぐるみの取り組みを進める。位置情報システムを利用した地域ぐるみによるニホンザルの追い払いを拡充するため、利用者の登録推進を図る。ツキノワグマの目撃情報等が寄せられた際は、関係機関と連携し現地確認や周辺のパトロール、注意喚起を行う。

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input checked="" type="checkbox"/> 焼却処理 <input checked="" type="checkbox"/> 学術研究利用 <input checked="" type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他( )				
焼却等施設の状況	施設名	所在地		処理能力(L/日)	
	亀山市総合環境センター	亀山市布気町442番地			
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地		食品衛生法準拠の有無	
	ジビエ亀山	亀山市布気町529-26			
処理加工施設の整備計画	計画の有無	無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
課題					

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ジビエ亀山で加工された食肉を販売
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市境を超えた広域の獣害対策を進めるため、周辺市町及び県との調整や情報提供を行う。

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する